

雇用関係を証明する書類一覧

下記の書類のうち、いずれかの写しを添付してください。

- 監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）
- 住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
- 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- 技術職員名簿（経営事項審査の申請書類）
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- 商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）の「役員に関する事項」が確認できるもの
- 源泉徴収票
- 雇用証明書等（任意書式）
※氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり代表者印が押印されたもの

【注意事項】

マイナンバー法等の一部改正により、健康保険被保険者証の有効期限は令和7年12月1日までとなります。

これに伴い、令和7年12月2日以降、健康保険被保険者証は雇用関係を証明する書類とはなりませんのでご注意ください。

また、マイナ保険証、資格確認書および資格情報のお知らせについても雇用関係を証明する書類にはなりませんのでご注意ください。